

## 住民監査請求（敬老優待乗車証）について（概要）

平成 23 年 1 月 31 日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人（7 人）に通知しました。（却下）

### 1 請求の要旨

大阪市監査委員は、市長に対し、市健康福祉局が敬老優待実施事業として交通局に交付金を支出している敬老優待乗車証交付事業実施要綱第 10 条違反者が不正使用した平成 21 年度損害額 32 億 7, 112 万円、22 年度損害額の見込み分 42 億 4, 585 万円の損害回復させるために市長と関係職員の報償、又は不当利得者に請求する等、必要な措置を講ずるよう請求せよとの措置を求める。

大阪市は 70 歳以上の高齢者に対し、敬老優待乗車証（以下「優待乗車証」という。）を発行し、高齢者福祉事業を行っている。

職員の削減もせず、無制限に優待パスを放置すれば、団塊の世代が 70 歳になるころには、市は財政破綻し、必要性がある制度も存続は不可能となるだろう。市長は、不正使用の実態を調査、公表したうえで、必要な措置がとれたはずであり、不正使用を防止して来なかった責任は重大である。

優待乗車証に係る発行、管理業務は株式会社スルッとKANSAI と契約を締結し、平成 21 年度発行枚数 341, 218 枚のうち新規発行分 28, 711 枚である。

平成 21 年度の月の敬老優待乗車利用状況で、一番利用者が多いのは 5, 000 円未満で 2, 015, 895 人、その約半分の 1, 229, 017 人が未使用者で占められている。次に多いのが、5, 000 円～8, 000 円未満の 266, 337 人である。比較的に体力に自信がある 70 歳～75 歳までの市民の利用頻度が高く、75 歳以上の利用者は近距離に限定されることが考えられる。

1 月 7 日、交通局に出向き、利用形態をエリア別に聞き取りをした。

体力的に利用可能な週 2、3 回使用したとしても 1 万円以内の使用金額となる。バス利用を週 5 回利用したとしても月額 8, 000 円である。ポートタウンの場合、心齋橋か難波まで足を延ばす場合、高齢でこの距離を往復するとかかり時間を要するので、週 2 回以上利用するには、体力がなければ続けるの利には無理がある。往復 740 円、月 5, 920 円が妥当な金額である。阿倍野区は、天王寺から梅田まで 3 区間 270 円で往復の金額は多くて 740 円、週 3 回梅田まで利用すると 8, 880 円である。しかし、阿倍野区の年間利用金額は約 5 億 5 千万円も利用している。実態を精査する必要がある。西成区は、赤バス、岸里乗換えて難波まで往復 660 円、バス、天下茶屋乗換えて天王寺まで往復 600 円、週 3 回利用したとしても 8, 000 円までが体力的に可能金額である。大正区は、バスが難波まで頻繁に出ており往復 400 円、週 3 回利用したとしても 4, 800 円ですむ。北区は、梅田に近いので交通の便がいい為、利用度が高くて往復 400 円、週 5 回利用したとしても 8, 000 円ですむ。

上記から 10, 000 円以上の使用者は不正使用しているとみなし、①10, 000 円～20, 000 円までの使用者の平均 15, 000 円として 178, 351 人分の 2, 675, 265, 000 円、②20, 000 円～50, 000 円までの使用者の平均 25, 000 円として 23, 671 人分の 591, 775, 000 円、③50, 000 円以上の平均は 60, 000 円として 68 人分の 4, 080, 000 円が不正使用損害額で、この金額使用者は犯罪行為に等しい。平成 22 年度の不正使用額も、21 年度同様に算出した。

市が公表している 24 区の財政状態の内、赤字の区と敬老優待者使用料金額が高額である区とが統計上一致している。利用金額の合計約 89 億円のうち、城東区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区の合計は約 40 億円で 45 パーセント。加えて、21 年度の阿倍野区の優待乗車証発行人数は、15, 729 人で 5.8 パーセントを占める。

市長、健康福祉局は、明らかに高額な 10 条違反者優待乗車証保持者に対し、本当に利用したのか否かの調査、確認を取っておらず、損害額は増え続けている。

交通局においても、優待乗車証使用者が地下鉄改札口や市バス料金支払い出口で優待乗車証を提示すると、緑のランプの点滅システムになっている。しかし、交通局の職員は、適切に利用しているかのチ

チェックを行う義務がありながらこれらを怠っている為、不正使用者を見逃し、歯止めの役割を果たしていない。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

- ・地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。
- ・これらを本件請求についてみると、請求人は、月に 10,000 円以上の優待乗車証使用者は、すべからず「不正使用」しているとして、利用金額の区分に応じ、一定の算式で一律に損害額を見立て、それらの返還を求め請求に及んでいる。
- ・しかしながら、優待乗車証には、そもそも 10,000 円以上使用すれば不正となる旨の規定等があるわけではなく、それ以外に「不正使用」の理由は、請求書及び敬老優待乗車証交付事業実施要綱など添付された事実証明書の内容から何ら明らかではない。また、地下鉄改札口でのランプチェック等については、もとより当該行為等にあたらぬ。
- ・そうすると、「不正使用」を根拠に、本市職員等の当該行為等を問題とする本件請求は、その主張の前提を欠いていると言わざるを得ないし、詰まるところ、優待乗車証の 10,000 円以上の使用分を、推測や独自の思料によって損害と見立てているものと解さざるを得ず、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。